

国会召集要求等一覧表

	国会召集要求日	要求した国会議員らの所属議院の別	要求に対する召集日	要求から召集までの日数(初日不算入)	内閣	召集後冒頭解散した場合	備考	甲B号証
1	S23.7.28	衆	S23.10.11	75日	芦田内閣		※1	1, 2
2	S24.7.8 ----- S24.7.20	衆 参	S24.10.25	109日 97日	吉田内閣		※2	77, 78
3	S25.7.31 ----- S25.8.1	衆 参	S25.11.21	113日 112日				3, 4
4	S26.7.17 ----- S26.7.18	衆 参	S26.8.16	30日 29日				5, 6
5	S28.8.10	衆	召集されず。	ただし、内閣によって臨時会がS28.10.29に召集されている(80日)。			注1	7
6	S28.11.10	衆	召集されず。	ただし、内閣によって臨時会がS28.11.30に召集されている(20日)。		注1	8	
7	S29.8.4 ----- S29.8.17	衆 参	召集されず。	ただし、内閣によって臨時会がS29.11.30に召集されている(S29.8.4要求から118日、S29.8.17日要求から105日)。		注1	9, 10	
8	S30.8.18 ----- S30.8.23	衆 衆	召集されず。	ただし、内閣によって臨時会がS30.11.22に召集されている(S30.8.18要求から96日、S30.8.23日要求から91日)。	鳩山(一)内閣		注1	11, 12
9	S31.7.11 ----- S31.7.20	衆 参	S31.11.12	124日 115日				13乃至15
10	S32.7.2	衆 参	S32.11.1	122日	岸内閣			16, 17
11	S33.8.1 ----- S33.8.2	衆 参	S33.9.29	59日 58日				18乃至20
12	S34.8.21	衆 参	S34.10.26	66日				21, 22
砂川事件、最高裁S34年12月16日大法廷判決 苫米地事件、最高裁S35年6月8日大法廷判決								
13	S35.8.11	衆 参	S35.10.17	67日	池田内閣			23, 24
14	S36.7.14	衆 参	S36.9.25	73日				25乃至27

15	S37.9.12	衆 参	S37.12.8	87日	池田内閣			28, 29
16	S38.8.14	衆 参	S38.10.15	62日				30, 31
17	S39.7.24	衆 参	召集されず。	ただし、臨時会が S39.11.9に召集されて いる(108日)。			注1	32
18	S41.9.1	衆 参	S41.11.30	90日	佐藤内閣			33, 34
19	S42.10.5	衆 参	S42.12.4	60日				35, 36
20	S43.10.16	衆 参	S43.12.10	55日				37, 38
21	S44.9.17	衆 参	S44.11.29	73日				39, 40
22	S45.6.1 S45.6.2	衆 参	S45.11.24	176日 175日				41乃至 44
23	S47.10.2 S47.10.3	衆 参	S47.10.27	25日 24日	田中(角)内閣			45乃至 47
24	S49.10.14	衆 参	S49.12.9	56日				48, 49
25	S52.11.28	衆	S52.12.7	9日	福田(赳)内閣			50, 51
26	S61.5.26	参	H61.6.2	7日	中曽根内閣	○		52, 53
27	H7.8.9	衆 参	H7.9.29	51日	村山内閣			54, 55
28	H8.9.9 H8.9.11	衆 参	H8.9.27	18日 16日	橋本内閣	○		56乃至 58
29	H12.7.11	衆 参	H12.7.28	17日	森内閣			59, 60
30	H13.8.29	衆	H13.9.27	29日	小泉内閣			61, 62
31	H15.11.27	衆 参	召集されず。	ただし、常会が H16.1.19に召集されて いる(53日)。				63, 64
H15年12月16日秋山収内閣法制局長官答弁(甲A1)								
32	H16.9.16	衆	H16.10.12	26日				65, 66
33	H17.11.1	衆 参	召集されず。	ただし、常会が H18.1.20に召集されて いる(80日)。				67, 68
34	H21.10.8	衆 参	H21.10.26	18日	鳩山(由)内閣			69, 70
35	H25.9.25	参	H25.10.15	20日	安倍内閣			71, 72
36	H27.10.21	衆 参	召集されず。	ただし、常会がH28.1.4 に召集されている(75 日)。				73, 74

37	H29.6.22	衆 参	H29.9.28	98日		○		75, 76
----	----------	--------	----------	-----	--	---	--	--------

注1: 召集要求後に召集された臨時会は、憲法53条後段に基づくものではなく、内閣が自らの判断で召集決定したものと考えられる(召集要求に対する召集決定の場合、その旨の決定が国会に通知され、それが官報に記載されるが、注1の召集についてはすべて官報に記載がないため)。

※1 召集要求書提出日は、昭和23年7月27日で、翌28日に内閣送付。

※2 召集要求書提出日は、昭和24年7月7日で、翌8日に内閣送付。